

福山スポーツコミュニティクラブソシオ会員規約

第1条(会員の目的)

ソシオ会員は、希望に満ち溢れた活力ある福山の創成のため、地域にスポーツを通じたまちづくり運動を広め、福山(地域)全体の活性化を図るという福山スポーツコミュニティクラブ(以下福山 SCC という)の理念に賛同し、福山 SCC の一員として、その活動をサポートし、共に福山 SCC の発展、地域の発展のために尽力します。

第2条(運営)

本ソシオ会員組織は、福山 SCC が運営管理します。

第3条(ソシオ会員の定義)

ソシオ会員(以下会員という)とは、本会員組織の目的に賛同する方で、本規約に同意の上、所定の手続きをされた方とします。

第4条(入会)

入会を希望される方は、所定の入会申込書に必要事項を記入し申し込むものとします。

2. 入会に際し、別途指定する年会費を申し受けます。
3. 18歳以上を一般会員、18歳未満をジュニア会員とします。
4. 申込み者が未成年の場合は保護者の同意が必要とします。

第5条(年会費)

会員に登録する方は、入会の際もしくは継続の際に、年会費を支払うものとします。

2. 年会費は、税込みで一般会員3000円、ジュニア会員1500円とします。
3. 年会費の支払いについては、運営側より指定された方法によるものとします。
4. 会員資格は、年会費の支払いを完了した日に取得します。

第6条(会員の有効期限)

有効期限は会員資格を取得した日から1年間とします。

2. 有効期限は、毎年会員資格を所得した日から新たに1年間自動更新されることとなります。

第7条(会員の特典)

会員は、福山 SCC より次の各号の特典を受けることができます。

- ①イベント情報等の案内を受けること。
- ②ソシオ会員カードを受け取ること。
- ③福山 SCC が行う各種事業・イベントの参加費割引サービスを受けること。
- ④福山 SCC 協力店による割引サービスを受けること。

2. 特典の内容については、予告なく変更・改定または廃止になる場合があります。

第8条(会員資格の譲渡禁止)

会員は、その資格を第三者に譲渡することはできません。

第9条(会員情報の登録・変更・提供について)

1. 会員は、住所・氏名・電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合は、速やかに福山 SCC まで連絡するものとします。
2. 福山 SCC は、会員に対しイベント案内・ダイレクトメール・割引券・優待券などの宣伝物の送付を行う場合があります。また、メールアドレス登録の会員に対しても同様のサービスを行う場合があります。会員はこれらの案内中止の申し出をすることができます。

第10条(退会・会員資格の喪失)

会員は随時退会可能です。退会する場合、会員は福山 SCC に申し出るものとします。

2. 有効期限内の退会であっても年会費の返却はありません。
3. 退会の際は、事務局まで会員カードの返却をお願いします。
4. 福山 SCC は、次の各号に定める場合、事前に通知することなく、会員の資格を取り消すことができます。有効期限内の資格の喪失であっても年会費の返却はありません。

- ①法令、本規約に違反した場合。
- ②会員が死亡した場合。
- ③入会申し込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- ④年会費の支払いの遅滞または不履行があった場合。
- ⑤福山 SCC の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- ⑥前各号のほか、福山 SCC が不適切と判断した場合。

第11条(個人情報の管理)

福山 SCC は、会員から提供された会員の個人情報を、プライバシーポリシーに従って取り扱います。

第12条(免責事項)

会員に損害が発生し、福山 SCC が損害賠償責任を負うとされる場合でも、その賠償責任の範囲は、会員に生じた現実且つ直接の損害に限り、福山 SCC の予見の有無にかかわらず、特別の事情から生じた損害、逸失利益、間接損害、その他の損害については責任を負わないものとします。但し、福山 SCC に故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第13条(本規約の変更)

本規約のサービス内容等は、予告なく変更・改定または廃止する場合があります。

附則

本規則は2016年7月1日から実施する。

本規則は2017年3月10日に改正する。

本規則は2017年4月1日より実施する。